

関西労働者安全センター

関西 労 災 職 業 病

関西労働者安全センター

2017. 1.10発行〈通巻第473号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



大阪府立金岡高校またアスベスト汚染
アスベスト浮遊確認40箇所以上、除去工事が原因か 2

連続講座「そんなん無理」って誰が決めた？
見逃される通勤災害 第3回 6

安全のきいわあど その9 通路 8

連載 それぞれのアスベスト禍 その67 古川和子 9

韓国からのニュース 12

前線から 16

職業がんをなくそう集会を開催 福井
全国労働安全センター連絡会議第27回総会を泉南で開催 大阪・泉南

12月の新聞記事から／19
表紙／「泉南地域の石綿被害と市民の会」林治さん(中央)の説明を聞く
ツアー参加者たち

大阪府立金岡高校またアスベスト汚染

アスベスト浮遊確認 40箇所以上

除去工事が原因か



2016年12月23日関西TVニュースより

関西労働者安全センター事務局

4年前、2012年12月。

堺市の大阪府立金岡高校で、毒性の強い青石綿＝クロシドライトによるアスベスト汚染がみつきり大きな問題になった。

その結果、専門家を入れた協議会が設置され、「アスベスト飛散の原因となった工事・作業の内容、アスベストの飛散状況及び健康への影響並びに大阪府教育委員会の今後の対応及び再発防止策等について協議」してきた。

ところが、昨年12月になってまたしても校内のアスベスト汚染が発覚、吹き付けアスベストとみられる小片が見つかった。23、25日には、校内100箇所以上で空気中の石綿濃度を測定することに発展し40箇所以上でアスベスト検出し（府教委発表）、改めて2012年以来の取り組みが「いったい何であったのか？」との疑問を抱かざるを得ない事態になっている。

関西労働者安全センターは「金岡高校で問題がおこっている」という情報が寄せら

れたため、12月21日午後、急ぎよ大阪府教育委員会を訪問し事情をきいた。

音楽室などで青石綿

12月21日、関西労働者安全センター事務局（片岡、酒井）が大阪府教委担当者（宮崎、井谷、黒田）から聞いた内容は次のとおり。

安全センター「金岡高校においてアスベストに関連した不適切とみられる事態が起こっているということを知ったが、事実関係があれば説明を聞きたい」

＜宮崎氏の説明（途中から井谷氏、終わり頃黒田氏が同席）＞

12月6日に実施した空気中石綿測定（年1回定期）において、特別教室棟（北棟）4階西側の音楽室で「0.11本／リットル」（青石綿＝クロシドライト）、視聴覚室と廊下では0.056本／リットル（検出限界）未満だったが観察した数百視野の中に青石

綿を確認した、との報告が、測定業者からあった。

その報告は測定業者から速報としてファックスで金岡高校に12月6日夜にあったようで、12月7日に金岡高校から府教委に連絡があった。

12月8日朝、府教委など数名でぬれタオル、モップによって、音楽室、廊下を清掃した。音楽室は使用停止にした。

12月10日測定業者による再測定を行った。その際、測定業者が校内を見て回ったところ、東側廊下の渡り廊下（2, 3F）の水飲み場周辺にアスベストのカケラがみつかった。また、水飲み場のところにあるパイプスペース内にも同様のものが見られ、北棟東側2Fの進路指導室前廊下のサッシの溝にも同様のものが見られた。以上の状況は、学校職員（担当事務職員：椎葉（女性、主査）、ほかに教員）、府教委職員（宮崎ほか1名）も現認し、一部を写真撮影している。府教委職員が学校に行ったとき、2, 3F渡り廊下のパイプスペース前で空気中測定を行っていた。

同様の年1回の定期測定は、今回と同じ測定業者が、平成26年度、平成27年度にも行っているが、石綿は検出されていない。金岡高校では、平成27年度夏休み期間中に、北棟の1～3階、4階の音楽室と視聴覚室を除く部分について、石綿除去工事を実施している。

本年平成28年度夏休み期間中に、南棟（普通教室棟）の1～4階、渡り廊下（1～3階）について石綿除去工事を実施している。

12月11日に、一斉清掃を実施した。清掃にあたったのは、平成28年度の工事

業者である「株式会社ケイテック」、平成27年度の工事業者である「株式会社鴻友建設」、府教委などの職員、総勢約40名程度である。2社は真空掃除機を持ち込んでいた。一斉作業前、後の現場写真は撮影していない。（なお、工事業者2社については、府HPにおける入札結果で確認できる。）

12月23、25日に、校内の一斉石綿測定を実施することになっている。

現在までに、生徒、保護者への説明は行っていない。

概略、以上のようなことであった。

安全センターから府教委担当者に対して、「生徒、保護者への説明をするべきである。前回の事件（平成24年～）を踏まえれば、一段落してから報告するのではなく、プロセスをすべてオープンにすることが大切である」と進言して辞去した。

徹底した情報公開・究明を

問題を学校・府教委が知ってから、とにかくすみやかに、情報をこねくり回さずに、オープンにしながら、処理をすすめるべきだ。ここまでに記者会見や報道がされているが、大阪府はHPなどでの情報公開を実施している形跡がない。

今回の事態は、今年度、昨年度のアスベスト除去工事が不適切に実施されたことによって石綿飛散状況が発生したのではないかという疑いがある。

今後、当該工事業者の不適切な工事が原

音楽室空気に青石綿

金岡高校定期測定で検出

2012年秋の校舎改修工事の際にアスベスト（石綿）が飛散した府立金岡高校（堺市北区）で、6日に音楽室の空気などから毒性の高い青石綿が検出されたことが分かった。学校側は22日、生徒や保護者に概要を伝えた。

【大島秀利】

府教委によると、測定業者が6日、年一回の定期測定をした。通常、青石綿は検出されないが、特別教室棟の音楽室から空気1立方メートルあたり0.11本の青石綿の繊維が見つかった。また、渡り廊下の水飲み場付近など6カ所から最大直径約2ミリの石綿らしいかけらが見つ

かり、うち一つは青石綿と既に確認した。府教委などは音楽室の水ぶきなど校内を清掃した。

金岡高では保護者からの要望を受け昨年と今年の夏、校舎の石綿除去工事を業者に依頼。音楽室では工事をしなかったが、室内の建材に青石綿はなく、

別の場所から入ってきた可能性がある。除去は18年度までの計画。

府教委は「専門家から学校生活にただちに支障をきたすものではないと聞いているが、あつてはならない」と話し、改めて測定調査をする。

府教委の「金岡高ア

2016年12月23日付
毎日新聞大阪本社朝刊
大阪市内面

スベスト飛散事故に関する協議会」（座長、東賢一・近畿大医学部

准教授）は、生徒や教員が12年秋に石綿を吸った量について「環境基準の設定の際に考慮される発がんリスクよりも十分小さい」と10日に評価を出していた。東准教授は「原

石綿検出について「原因究明と再発防止が大

切」と話している。石綿問題に詳しい関西労働者安全センターは「工事が不適切だった疑いがある。石綿除去工事が免許制でないことが問題で、自治体が質向上のため独自の取り組みをするべきだ」と提言している。



2016年12月28日読売TVニュースより

因ではないと立証されない限り、これらの工事業者はアスベスト除去工事の入札に加わらせないことが求められよう。

今後の金岡高校除去工事の実施について、適切な工事が実施されることを担保するための検証と対策立案作業に早急に着手するべきだ。

こうした事件が起こる原因が、除去工事の免許制が未実施であることなど、除去工事が適切に実施される法的仕組みが我が国にないことにあるという指摘が各方面からかねてからなされている。国が動かないことに手をこまねいているのではなく、今や、自治体独自の取り組みを積極的に先行させるべきだ。

12月23、25日の測定では、さらに広範囲に青石綿が検出されたということであるから、「微量だから問題ない」「国の基準値以下」という安易な認識を排除して、原因究明と再発防止に手を尽くす必要がある（教室の「基準値」はないし、「猛毒」の青石綿はそもそも想定されていない。校内空气中に青石綿が存在すること自体が問題）。また、他の学校などでもアスベスト除去工事を実施しており、可能な限りの総点検が求められる。

12月29日、「新たに40カ所青石綿検出 堺の金岡高 堺市の府立金岡高校で毒性の強い「青石綿」が検出された問題で、府教育庁は28日、同校舎の40カ所以上で新たに青石綿を検出したと発表した。国の基準値を下回っており、『ただちに学校生活に支障はでない』と説明した。年明けに検出カ所を清掃し、再測定する方針。府

教育庁によると、今月上旬の定期調査で音楽室から少量の青石綿を検出したため、教室棟や渡り廊下など109カ所を調べた。39カ所で測定可能値を下回り、30カ所は業者から数値の報告待ちという。同校では昨年度から石綿の除去工事を進め、今回検出された40カ所の大半は工事が済んでいた。工事後に検出された原因はわかっていないという。」（朝日新聞大阪本社朝刊大阪市内面）といった報道があった。

安全センターとしては、今後とも、この「第二次金岡高校アスベスト事件」をフォローしていくことにしている。

<ネット上の情報>

第一次、第二次（今回）金岡高校石綿飛散事件については、

◇関西労働者安全センターブログ <学校アスベスト>で検索 <http://blogs.yahoo.co.jp/koshc2000/16489651.html> など

◇金岡高校HP（アスベスト関連記事のまとめ）<http://www.osaka-c.ed.jp/kanaoka/asb.html>

◇大阪府教育委員会（金岡高校アスベスト関連）<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kanaoka-as-kannren/index.html>



《連続講座》

「そんな無理」って誰が決めた？ 見逃される通勤災害

第4回 寝坊と通勤災害

前回まで「就業に関し」について集中して学習してきたところなのでお分かりになると思うが、寝坊などで遅刻をした場合でも、仕事をするために会社に行くのだから、その移動は通勤である。遅刻についても通達で触れられていて、平成18年の通達によると、「出勤の就業との関連性についてであるが、所定の就業日に所定の就業開始時刻を目処に住居を出て就業の場所へ向かう場合は、寝過ぎによる遅刻、あるいはラッシュを避けるための早出等、時刻的に若干の前後があっても就業との関連性があることはもちろんである」と書かれている。ここでは「若干の前後」と解説されており、また各労働局のウェブサイト上の解説には「ある程度の前後」という表現が使われている。そこで、まずはどれくらいの時間が「若干」にあたるのか考えてみよう。前回は「密接」について検討したところ、思いの外幅があることが分かった。「若干」も同様に、あるいは密接以上に幅を持っていると考えて差し支えないだろう。

事例として紹介できるものは、

1. 就業開始前に労働組合の集会に参加す

るため、通常の出勤時刻より早く会社へ向かう途中の災害

被災労働者は、事故当日午後4時30分からの勤務となっていたが、労働組合のスト決起集会に参加し、当該集会が終了した後直ちに勤務する目的で、いつもより1時間30分くらい早く家からバイクで出発、通常の間路を走行中に転倒し、負傷したところ、通常の出勤時刻より1時間30分早く住居を出た行為は社会通念上就業との関連性を失わせると認められるほど所定就業開始時刻とかけ離れた時刻に行われたものとは言えないとして、通勤災害が認められた。

2. 路面凍結を予想して、通常の出勤時刻とかけ離れた時刻に出勤する途中の災害

被災労働者は、災害発生日の前日から雪模様の天候であったため、翌朝の積雪や路面の凍結を避けるべく、所定の始業開始時刻から8時間早い午前0時に自宅を出発し、事業場に向かう途中で事故に遭い負傷したが、所定の始業時刻と著しくかけ離れた時刻に出勤することは、社会通念上、就業と関連性が失われ

るものとされて通勤災害と認められなかった。

の2例であり、2例とも早出のケースである。前後なので早出の限界が遅刻の限界と考え、始業時刻の前後1時間30分の出勤であれば通勤で、8時間は通勤ではないということになるが、始業時刻8時間後はほとんど退勤時刻なので参考にはならない。ここは「密接」同様2時間程度と考えることが適当ではないだろうか。もっとも2時間を超えると就業との関連性が失われるとは思われない。休日と勘違いして寝過ごしてしまったときのような、家を出て会社に着くまでに行う就業と関連性のない活動や行動が途中にない場合は、2時間を超えても認められるだろう。

遅刻の場合は、「就業に関し」以外にも、同じ条文中に書かれている「合理的な経路および方法」の範囲を考えなくてはならないときもある。少しでも早く会社に到着できるように、普段利用しない交通手段を利用することもありうるためである。そこで次のようなケースを考えてみよう。通常は公共交通機関を用いて通勤し、通勤定期券も会社から支給されている労働者が、遅刻してしまったため、あるいは遅刻しないように自家用車を用いて会社に向かう途中で事故に遭い負傷するようなケースは、通勤災害として認められるだろうか。また、通勤経路を定期代の支給に伴い、あらかじめ各従業員の通勤経路を決定している会社もあるかもしれない。会社の決めた経路に逆らって通勤を行った際に発生した負傷は通

勤災害として認められるだろうか。

このような場合に、通常の通勤手段や定められた経路ではないため、合理的な経路や方法から逸脱すると考えるのは誤りである。通勤は「合理的な経路及び方法」で行われなくてはならないとしても、それが「最も合理的な経路及び方法」に限られているのではない。そのため、経路や手段が複数あることが考えられる。また、その時々事情や特別な理由があれば、迂回したり、別の交通手段を利用したりすることもあるだろう。最近であれば、多少時間がかかっても通勤にクロスバイクなどの自転車を利用する人もいる。自転車の場合、所要時間だけでなく、移動を継続するために信号待ちを避けて経路の転換が頻繁に行われることを考えると、同一の経路を常に利用するとは限らないが、これらが「合理的な経路及び方法」から除外されることはない。

いずれにせよ、寝坊したあなたが悪いのでしょう、と遅刻について会社の上司や同僚に責められることはあっても、寝坊したから通勤災害として認めない、ということにはならないのである。



安全の むいわあと

その9：通路

最初は良かったはずの機械と材料の配置が、作業の変化につれて変わる。必要のない機械が、じゃまになっているのに、そのまま置いてあるので、しょうがないとばかりに材料が通路を占拠している。業種を問わず、こんな場面はありそうだ。

整理整頓を定期的に行えば、問題は解決しそうだが、限られた敷地内、結局は空いているようにみえる場所が犠牲になる。その「空いている場所」が実は通路だった、ということはないだろうか。

通路について労働安全衛生規則は、最低限の基準を定めている。

まず、安全な通路を設け、常時有効に保持することを義務付け、その「主要なもの」については、通路であることを表示しなければならないとしている（第540条）。

工場内で安全通路を色分けしたり、白線で明確化する根拠条文ということになる。単純に線をひくだけではなく、みだりに物を置けないように、目立つ明るい色で際立たせるといった対策は効果がありそうだ。

屋内に設ける通路の条件として、用途に応じた幅と、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態の保持、それに高さ1.8m以内に障害物を置かないことをあげている

（第542条）。

そして、機械や設備の間に設ける通路の幅については、幅80cm以上のものであることとする（第543条）。

（通路）

第540条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

（通路の照明）

第541条 事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させるときは、この限りでない。

（屋内に設ける通路）

第542条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること。
- 二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ一・八メートル以内に障害物を置かないこと。

（機械間等の通路）

第543条 事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。

通路についての規定されているのは、これだけである。大雑把だとみるか、おせっかいな内容だとみるか、見方は色々ありそうだが、最低限の基準としては、納得できるものといえるのではなからうか。

明確に、いつでも労働者が安全に行き来できる通路が確保されているというのは、安全の基本といえるだろう。

連載 それぞれのアスベスト禍 その67

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

「住民の皆さんと連携を」 石綿検診について竹山修身堺市長が発言

12月14日の堺市健康福祉委員会において、長谷川俊英市議会議員から堺市の試行調査（環境省が実施している石綿検診）受診者数減少に関しての厳しい質問が行われた。

そして長谷川議員の質問に対して竹山修身市長は「より一層、ばく露の可能性のある方への周知に努めてまいります。住民の皆さんとどのような形で連携できるかということも十分に考えていきたい」と答弁した。

画期的なことだ。住民自ら被害の実態を調査し、自身も胸膜プラークなどの所見を抱えていながら、石綿検診を呼びかけるチラシ配布した。それに対してやっと堺市長は前向きな回答を行ったのだ。全国的にも、自治体がこのような取り組みを行うことは初めてだ。先日の環境省中央環境審議会小委員会のまとめにも「また、試行調査において、保健指導を適切に実施するため、専門知識に関する研修の場を設けるべきではないか、その際、石綿による健康被害は高齢の方に多く見られるとの実態を踏まえると高齢の方にもしっかり情報が伝わるよう



考慮が必要ではないかとの意見があった。この点については、試行調査において、高齢の方への分かりやすさに配慮しつつ、保健指導に関するマニュアルの作成や研修会の更なる充実を図るべきである。」と記されているように、このたびの堺市の決断は大きく評価できる。

堺市はかつて石綿が入っていた麻袋の再生事業場が多数存在し、2008年には元労働者が腹膜中皮腫を発症し既に死亡していたことがわかった。さっそく関西労働者安全センターの片岡明彦さんと一緒に元労働者故下野芳治さん（享年76歳）のご遺族に会いに行き、その話を聞きながら「こんな仕事があったのか」と驚愕した。

使用済みの麻袋を再生するための工程が数種類あり、最初の工程は、①袋に付着しているほこりを振り払う、②袋の片隅を柱にある五寸釘に引っ掛けて、包丁で裂いて一枚の布にする、③川などでほこりを洗い流す、④空き地などで干して乾燥させ

る、⑤麻布は再生する用途に合わせてハサミで切断する。その時の大きさは、20 cm幅のテープ状であったり、そのままの状態であったり、様々だ。⑥それぞれの麻布はミシンで縫合してゆく。⑦長い布テープ（ヘッシャンテープとも呼ばれた）、あるいは梱包用の大きな風呂敷にする。

このように、麻袋は姿を変えて日常生活の中に入り込んでいった。その用途は、ソファの裏張りであったり、鉄線を巻くテープであったりした。劣化が酷くて再利用が不可なものには「スサ」にしていた。スサは「苧／寸莎」とも書く。麻布を細かく砕いたもので、壁土にまぜてひび割れを防ぐつなぎとする材料として使われる。このように麻袋は貴重な資材だった。かつて麻袋は国が統制していた時期もあった。

戦時統制経済が麻袋業界にも及んだのは昭和15年頃からで、その後も統制が進み、麻袋業者の自由な商業活動はできなくなってきた。そして敗戦後、援助物資や輸入食料の輸送用に麻袋需要が大きくなった。このように麻袋の存在は流通業界に必要不可欠な存在だった。

麻袋は古くから穀物、農産物、郵便物なども入れたりした。石綿もそのなかの一つだった。土嚢作りの材料などにも使われてきた。また袋ではなく厚みのある緩衝材として建築工事において資材の養生用のクッション代わりに使うこともあった。

今回問題になったのは、石綿入り麻袋の再生業者とその家族と近隣住民の被害が発覚したことからだった。

私たちは、2008年に近隣住民で中皮腫を発症しているM子さんの存在を確認していた。その直後には、同じく中皮腫患者のS子さんとも出会った。

片岡さんと私は、古い住宅地図など入手して情報を集めた。片岡さんはM子さんがかかっていた堺市立病院（当時）の医師にも「環境被害の中皮腫が発生している」と書面で通知して注意喚起を促した。しかし麻袋再生業の被害実態はなかなかその全容が把握できないままにM子さんとS子さんは他界され、麻袋問題は調査の糸口が無くなってしまった。

そのような折の、2013年11月のある日、突然に一本の電話があった。「西成区の環境被害の新聞記事を見ました。私達も無料検診をしてほしいです」と切実に訴えたのが川崎千津代さんだった。すでに大阪府は環境省のリスク調査（当時の検診名称）参加が決まっていたので、堺市もそのような制度を…と川崎さんは訴えた。

さっそく片岡さんと川崎さん宅を訪問した。待っていたのは、妹の横田一代さんと川崎さん姉妹のいとこの熊取絹代さん、叔母の横田良子さん、そして友人の花崎直美さんの5人だった。（しかしそこで聞いた話を紹介すると果てしなく続くので、省略）

2014年4月3日には「アスベスト被害地域住民ネットワーク」（事務局：石綿対策全国連絡会議）、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」とその「関西支部」の連名で「かつて堺市内にあった麻袋再生業に従事した労働者、経営者とその家族、

周辺住民に石綿被害が確認され、これらの方の健康対策及び救済されていない被害への掘り起こし対応が必要である」との内容で堺市長宛に要望書を提出した。

以後、片岡さんが命名した「堺シスターズ」は、患者と家族の会関西支部会員と共に、検診の呼びかけを始めた。手作り感いっぱいチラシは「堺バージョン」と「大阪バージョン」の2種類作成した。支部会員が毎回8名から10名参加して、堺市内と大阪市内に検診呼びかけのチラシを大量に配布した。そのようなおりに長谷川議員との出会いがあり、今回の委員会質問となったのだ。

「2005年に尼崎でクボタショックが起きました、今回は堺から『サカイショック』を起こして」と長谷川議員は発言した。その言葉に私は、「そうだ、麻袋問題は堺市だけではない」と強く思った。以前からそのように考えていたので、その後ネット検索した。関東、関西、四国、九州、くまなく麻袋関連業者が載っている。もちろん、石綿入り麻袋再生業者は限られているだろうし、その当時に操業していた業者は既に廃業している可能性も高い。

日本全国で石綿が運ばれたときに使用された麻袋がどのように流布されたのか知りたい、と痛切に思う。大阪でいえば「かつては道頓堀川を、空の麻袋を乗せた船が行き交っていた」との証言も得ている。昭和40年後半になって麻袋業界が転換期を迎えるまでは、この辺りは麻袋の運搬が盛んだった。

麻袋の別名は「ドンゴロス」という。語源は「粗い綿布(デニム)」を指す英語のdungaree(ダンガリー)からの転訛と言われる。2015年の「クボタショックから10年」集会に参加したイタリアの元エタニットカザーレ工場の被害者から聞いた話の中で「工場で使用済みのドンゴロスに穀物や、ジャガイモを入れて保管していました。工場から離れた各地の農家にも配っていました。工場から遠く離れた地域にも被害が出たのはそれが原因かもしれない」という会話もあった。私の話を聞き「日本での麻袋被害を、あとでゆっくりと聞かせて欲しい」と言われたが、そのままになってしまったのが心残りだった。

長谷川議員が言った「サカイショック」の発端となる1年が始まった。



灰かな希望

アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本貞章 著

「術後3年生存率20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。一

かもがわ出版 <http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html>
 本体 1700円 +税

韓国からの ニュース

■李在鎔副会長「サムソン電子・下請け業者の事故に重大な責任を感じる」

李在鎔(イ・ジェヨン)サムソン電子副会長がサムソン電子と協力業者で働く労働者の産業安全問題をみとめると発言した。サムソン電子の白血病問題だけでなく、携帯電話の部品を生産する協力業者労働者の産業災害問題解決に元請けが取り組むという約束なので、実際に実行されるかが注目される。

イ副会長は6日に国会で行われた、朴槿恵(パク・クネ)政府の崔順実(チェ・スンシル)など民間人による国政壟断疑惑事件真相究明の国政調査に参加して話した。ユン正義党議員がサムソン電子LCD・半導体事業場の職業病集団被害の事例と、協力業者の労働者死亡・災害事故に関して質問し、これに答える過程で出た話だ。2007年に器興の半導体工場に働いて白血病で死亡した故ファン・ユミさんと、今年6月にエアコンの室外機作業中に墜落して死亡したサムソン電子サービスセンターの協力業者の設置・修理技士の事故がその事例だ。

イ副会長は「すべてのことに重大な責任を感じ、今後は私どもの事業場以外の協力会社の作業環境も整備する」と答えた。この前にユン議員は「ファン・ユミさんは24歳で亡くなった。サムソン電子は(ファンさんの闘病治療中に)補償金500万ウォンを出した。この事実を知っているか」と尋ねた。イ副会長は「子供を二人持つ父親として胸が痛い」と答えた。

イ副会長のこの日の発言に、パノリムのイ・ジョンラン労務士は「9年間も(パノリムの要求を)無視してきたのに、どうして信じられる

か」、「イ副会長は今からでもパノリムとの対話を再開し、被害補償などの争点について議論すべきだ」と話した。パノリムはサムソン電子が主導する職業病の被害補償の中止を求めてサムソン電子の社屋の前で427日目の座り込みを続けている。

今年の初め、サムソン電子の協力業者でのメチルアルコール中毒事故で労働者が失明する事件が発生したことに関しても、協力会社の安全を改善する契機にしなければならない。労働健康連帯のパク・ヘヨンさんは「サムソン電子の下請け業者で多くの労災事故が起きているが、今回を機会に、元・下請けの労働者がこれ以上死なないような安全な体系を作らなければならない」と要求した。2016年12月7日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■繰り返される現代製鉄労災事故、事業主処罰の声大きく

金属労組は6日「労災死亡事故の悪循環を断ち切るために、雇用労働部は工場の安全システムを調査し、事業主を処罰しなければならない」と要求した。現代製鉄では2007年から最近までの10年間で28回の労災事故が発生し、32人が亡くなり、21人が負傷した。先月28日に続き、今月5日にも労災死亡事故が発生した。

労組は「現代自動車グループはミル財団とKスポーツ財団に128億ウォンもの金を出しながら、労働者の安全には一銭も使っていない」。「労働部は現代製鉄の安全システムを調査し、労働者の死に手を拱く事業主を処罰せよ」と要求した。

現代製鉄は労働者が溶鉱炉に落ちたり、装備に挟まって死亡した2013年末に、安全管理要員の充実と安全システムの構築に5千億ウォンを投資すると発表した。労組の関係者は「労働者が安全問題を提起して設備改善を要求する度に、会社は金がないとしか言わない」。「現代製

鉄を安全な職場にするという経営陣の発表は、真っ赤な嘘だということがハッキリしていると批判した。2016年12月7日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■韓国タイヤで脳腫瘍で死亡した労働者の遺族が労災申請

韓国タイヤ産災協議会は8日、「脳腫瘍で亡くなったIさん(死亡当時45才)の遺族が、勤労福祉公団大田本部に遺族手当を請求した」と明らかにした。20年余りで100人を越える労働者が亡くなり、「死の工場」と呼ばれる韓国タイヤの労災問題解決には、客観的な疫学調査が必要という主張も出ている。

1994年に入社したIさんは、97年まで不良タイヤの分類作業などを担当した。勤務当時からしばしば頭痛を訴えたが、2007年に悪性脳腫瘍の判定を受け、2009年に亡くなった。同年に労災を申請したが公団が不承認とし、今回、再度申込書を提出した。

協議会の関係者は「2009年に雇用労働部と公団が工場の疫学調査を実施したが、平常時の労働環境がキチンと反映されず、公団がこれを根拠に労災を不承認とした」「故人が働いていた当時の状況を反映して、タイヤの製造工程でどんな化学物質を使い、どんなに粉じんが発生したかを再び調査しなければならない」と話す。

協議会は今年2月にも韓国タイヤの元・下請け労働者4人について集団で労災申請をした。現在、個別疫学調査が行われている。イ正義党議員とキム無所属議員によれば、96年から2007年までに韓国タイヤで労災などで亡くなった労働者は93人で、2008年以後でも46人が亡くなっている。2016年12月9日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■労組潰しの柳成企業、産業災害率も2年連続1位

会社の労組潰しで深刻な労使葛藤が続いている柳成企業が、2年連続して産業災害率が最も高い企業に選ばれた。労災死亡労働者が最も多いのは現代重工業だ。

雇用労働部は、昨年に労災率が高かったり死亡事故が多く発生した事業場など、安全保健管理を粗雑にした事業場264ヶ所の名簿を労働部のホームページで公表した。

柳成企業ヨンドン工場の昨年の災害率は14.89%で、名簿が公表された264事業場のうちで最も高かった。2位(災害率11.19%)、3位(9.18%)との格差も大きかった。柳成企業ヨンドン工場は2014年にも災害率が15.53%を記録し、公表対象の中で最も高く、当時災害率が10%を越えたのは柳成企業が唯一だった。

現代重工業は死亡事故が最も多い事業場だった。昨年7人の労働者が労災事故で亡くなったが、すべて下請け労働者であった。2位は6人が死亡したハンファケミカル蔚山2工場。

産業災害発生報告義務に違反した代表的な事業場はエボコス(29件)、韓国タイヤ大田工場(11件)、甲乙オートテク(10件)だった。

労働部は2004年から産業災害発生に対する警戒心を高め、災害予防の重要性を強調するために、13回にわたって事業場2899ヶ所の名簿を公開した。

パク・ファジン労働部労災予防補償政策局長は「名簿公表を契機に、事業主は警戒心を持って労災予防のために努力しなければならない」。「安全保健管理が不良な事業場は勤労監督と厳正な司法処理で厳しく制裁し、類似の事故が起こらないように持続的に指導・管理していく」と話した。2016年12月14日 毎日労働ニュース キム・ボンソク記者

■パノリム、「安全報告書の偽・変造」でサムソンと雇用部を告発

雇用労働部長官の命令で作られた自社の事業

場に対する外部機関の安全保健診断報告書を勝手に編集したサムソン電子が、検察に告発された。サムソンが手を付けた報告書を、確認もせず裁判所と国会に提出した雇用労働部も同時に告発された。

「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)と参与連帯は、クォン・サムソンディスプレイ株式会社代表理事とイ・ギグオン雇用労働部長官、2014年6月当時の雇用労働部天安支庁長、パン・ハナム雇用労働部長官を、私文書偽・変造と行使、偽計による公務執行妨害の疑惑で、ソウル中央地検に告発した。

サムソンはサムソン・ディスプレイ牙山工場について外部の安全保健診断機関が実施した安全保健診断報告書を、2014年6月に営業秘密を分離するという理由で、合計30回以上にわたって編集した。雇用部は報告書原本と対照しないまま、裁判所の労災訴訟関連の証拠資料と国会の国政監査資料として提出し、今年の国政監査の過程で原本と2014年提出本と対照し、サムソンの報告書編集の事実が確認された。パノリムと参与連帯は告発状で「サムソンと雇用部の行為は私文書偽・変造、行使に該当するだけでなく、操作された報告書の提出によって、裁判所の裁判業務と国会の国政監査業務を妨害した公務執行妨害に該当する」と主張した。2016年12月15日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

■「事故が起きれば妻の傍に別の男が寝る」現代建設の荒唐な安全標語

「工事関係者の皆さん！作業場での安全規則を守りましょう。一度事故が起きると、あなたの妻の傍に他の男が寝て、そいつが子供たちを殴り、あなたの事故の補償金を使ってしまう目に遭います」

現代建設のヒルスタイト・マンション工事現場に設置された2m程の大きさの立看板に書

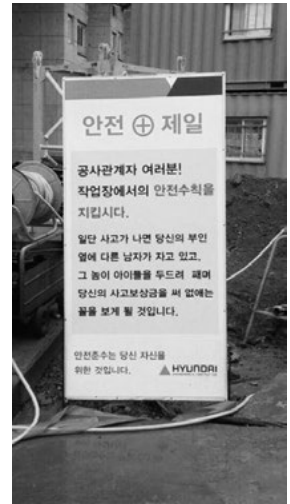
かれた安全標語だ。看板の下には「現代建設」のロゴが書かれている。女性を卑下する表現である上に、産業災害の責任を労働者に被せるような認識を基にしていて、労働界の反発をかってている。

全国建設労働組合の大邱慶北建設支部に「現場で働いた組合員が二日前に見付けて知らせてきた」現在、この立看板は撤去されている。

建設労組は声明で「このような妄言を吐いた現代建設は謝れ」「女性は男性に従属するもので、労災補償金を使ってしまう存在であるとし、財閥大企業の愚かなジェンダー認識を表現している」「使用者が産業安全を守って事故予防に努力するのではなく、事故が起きれば死ぬのは労働者で、その責任は安全規則の遵守を怠った労働者にあるという認識で貫かれている」と主張した。2016年12月23日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

■サムソン電子・LCD労働者5人が集団労災申請

パノリムはサムソン半導体器興工場で働き、昨年41才で急性白血病で亡くなったKさんをはじめ、死亡者2人と患者3人に対する労災を申請した。Kさんは1994年に高等学校を卒業し、サムソン半導体器興工場2ラインと3ラインの生産職として働いた。昨年2月に退社し、4ヶ月目に急性骨髄性白血病と診断され、1ヶ月にもならない昨年7月に亡くなった。器興工場の3ラインでの白血病の死亡者は確認されただけで3人になる。



マンションの工事現場の立看板

サムソン電子 LCD 事業部にエンジニアとして入社し、2013年に脳腫瘍と判断され、昨年47才で亡くなったKさんと、サムソンSDI天安工場のPDP生産ラインで働き、昨年悪性リンパ腫を発病したSさん(35)も労災を申請をした。サムソン電子器興工場でも働き、退社後10年目に乳癌を発病したKさん(36)と、サムソン電子の水原工場でも働き、卵巣癌を発病したWさん(51)も申請者名簿に含まれた。

パノリムを通じて労災を申請したのは、現在まで84人で、この内13人が裁判所や勤労福祉公団で労災を承認され、46人は公団の審査や裁判所の訴訟が進行している。2016年12月27日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

■感情労働で「心に傷」を受けて働く金融労働者

金融労働者の10人中7人以上が、感情労働で心に傷を受けている。非正規職であるほど感情労働の保護が脆弱だった。金融当局と金融圏労使の積極的な措置が必要とされる。

ソウル労働権益センターが今年の研究事業の最終発表討論会を行った。

◇「私の感情は商品」悪口・暴行に耐えて働く

チェ・ジユン金融経済研究所研究委員が金融労働者689人を対象にしたアンケートの結果を公開した。労働者のうち感情労働に弱いと思われる窓口職・コールセンター・債権取り立て・保険営業職を中心に調査が行われた。

これら労働者の一日平均勤務時間は8.76時間だった。回答者の86.3%が「攻撃的な顧客を相手にする」と答えた。「能力外のことを要求する顧客を相手にしている」という回答が75.9%にもなった。金融機関を訪ねる顧客の指向・要求が、金融労働者に感情労働を求める要因として作用している。自身の感情を「商品のように感じる」金融労働者は72.7%だった。

「顧客対応で心の傷を受けたか」には回答者の73.5%が「そうだ」と答えた。この内「非

常に受けた」は26.6%だった。チェ研究委員は「金融産業の感情労働者の4分の1ほどが、顧客との応対によって非常に激しい心の傷を受けているものと推測される」と話した。

悪口・暴力など物理的な被害に遭うケースも多い。72.3%の金融労働者が「顧客から悪口を言われた」と答え、「暴力にあった」という応答は8.6%であった。

チェ研究委員は正規職と非正規職を分けて顧客被害時の対応マニュアルと問題顧客の法的措置の有無を比較してみた。「顧客による被害に、非正規職は正規職より対応できるマニュアルや、法的措置の支援が不足していることが確認された」。

◇労働者に「最小の自律性」を付与しよう

討論会の参加者は金融労働者に業務の自律性を与えて、評価システムを改善しなければならないと声を揃えた。チョン社会健康研究所所長は「労働者に若干の自律性さえ与えられれば、顧客との摩擦を産み出す状況を現場で解決できる」とし、「感情労働の我慢は成果評価に繋がっているため、成果評価制の廃止や、他の評価方法を導入すべき」と提案した。特に、金融監督院が、金融会社別の悪質な苦情を収集して事例を共有し、ガイドラインを示すべきだと提案した。労組の役割についても「労組も保健医療労組のように、定期的に労働環境・健康に関する実態調査を実施し、現況を把握して救済方法を見付けなければならない」と話した。

キム事務金融労組政策室長は「金を扱う金融業の特性から来る感情表現抑圧の構造から抜け出せるように、適切な自己統制権と医療的・法的保護措置を用意しなければならない」。「労組は現場モニタリングを持続的に実施する必要がある」と話した。2016年12月28日 毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者

(翻訳：中村 猛)

前線から

職業がんをなくそう集会を開催

職業がんをなくす患者と家族の会

福井

12月21日、厚生労働省は三星化学工業の福井工場で開催して膀胱がんを発症した労働者7人について、業務上と判断した。同工場での膀胱がん多発の報道から1年、ようやく労災認定されることとなった。大阪の印刷会社で校正印刷作業に従事した労働者に胆管がんが多発した事件はまだ記憶に新しい。こういった化学物質について、労働現場ではまだまださんな取り扱いは行われていることが、またもや実証されてしまった。そんな中、今回の三星化学の労働者や支援する労働組合が、「職業がんをなくす患者と家族の会」を結成した。

2016年10月15日、16日の2日間、福井県で「第2回職業がんをなくそう集会」が開催された。「職業がんをなくす患者と家族の会」（以下、なくす会）が呼びかけ、三星化学工業のある福井県に、労働組合や安全衛生問題の活動家などが集まった。

主催の「なくす会」は

2016年6月11日に結成された。大阪での結成総会にも当センターから参加した。同会は「石橋良信さんの職業がんを労災認定させる会」が活動を終了するに伴い呼びかけたものだ。

化学工場で働き口腔がん2003年に亡くなった石橋良信さんの労災認定を求めた行政訴訟が、最高裁への上告不受理によって大阪高裁での棄却判決が確定した。しかしながら、人知れず職業がんを発症して、業務との因果関係も証明できずに労災認定されていないケースも多くあると

思われ、職業がんをなくしたいとの思いから、石橋さんの支援をしていた会を発展解消し、「なくす会」が結成された。

10月の福井集会では、15日は三星化学の当事者からの報告のほか、各地の取り組みの紹介、16日は膀胱がんについての医師による講演、参加者が小グループに分かれての分散会も行われた。

化学一般関西地方本部三星化学工業支部が結成され、書記長になった田中康博さんが取り組みについて報告した。田中さん自身も膀胱がんを発症した従業員の1人だ。従業員は39人、うち膀胱がんを発症した3人を含む6人が組合に加入している。しかしがんの発症まで20年前後ということや「自分は大丈夫かもしれない」という期待を持ってしまうことなどから、他の従業員は組合には参加していない。組合は2016年1月の



報告する田中康博さん



結成以来、作業環境改善や安全衛生教育の実施、劣悪な労働条件改善に取り組んでいる。

問題発覚後、労組の要請もあり三星化学はオルトートルイジンの製造を中止していたが、厚労省の調査で労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所は、再現実験を行い4日間作業が行われた。作業前後の尿のオルトートルイジンを測定したが、田中さんはこの「人体実験」で多くの従業員がオルトートルイジンにばくろさせられたという。3月には、調査の結果、皮膚からの取り込みがあった、と公表された。

4月中頃に社長以下数名が各罹患患者宅を訪問して謝罪を行ったが、補償の話は一切なかったということだ。

化学一般労連の堀谷昌彦さんからはこれまでの化学一般の職業がん認定の取り組みの報告があった。

2日目の講演は、膀胱がん

患者の主治医である福井大学医学部泌尿器科の伊藤秀明医師からの報告で、膀胱がんの症状や診断、治療方法や最新の手術法まで興味深い内容だった。

分散会では参加者が10人程度の小グループに分かれ、ざくばらんに職場の状況や今後の対策などについて話合った。

集会は2日目最後に、この問題に取り組む重要性と更なる運動の前進を確認する集会宣言を行い、次回は東京で集会を開催するとして閉会した。

職業がん、そして化学物質による職業病の問題の重要性を改めて認識した集会だった。今後、取り組みがさらに広がれば良いと思う。

全国労働安全衛生センター 連絡会議第27回総会を 泉南で開催

大阪・泉南

11月19日、20日の2日間、全国労働安全衛生センター連絡会議の総会が、大阪の泉南で行われた。総会を泉南で開催した目的の一つは、かつてアスベスト工場が多く存在した泉南地域を実際に訪問することで、それは19日の「日本アスベスト問題の原点・泉南をめぐるツアー」で実現し

た。参加者の関心も高く、約50人が2台のバスに分かれて泉南を散策した。

最初に訪問したのは、2015年4月に建立された「泉南石綿の碑」。泉南アスベスト国家賠償裁判が和解解決したことから、この地に立てられた。その後、元労働者の方たちなどから説明を聞きながら、工



場跡を見て回った。無数にあった小規模な工場はほとんどなくなっており、一番最後まで操業していた大きな工場だった栄屋石綿の跡地は、宗教団体の施設が建っていた。建物を壊して土地を整備するときには、市議や地域住民が、土壤に混じったアスベストの除去や工事での飛散防止を要望し、きちんと実行されるよう監視したという。半田みどり弁護士は母校でもある信達中学校はアスベスト工場に隣接しており、今でも校庭から元工場の排気口を眺めることができる。危険な物とは知ら

ず、半田弁護士ら多くの子どもたちがこの校庭で体育やクラブ活動を行った。

かつて石綿工場が多くあった男里川周辺の廃工場を訪れたときは、うち捨てられた古い小屋の閉め切った窓枠の内側に、アスベストと思われる灰色の塊がこびりついていた。元労働者の松島加奈さんは、働いていた当時の工場内での写真も持参して話をしてくれた。小規模な家族経営の工場が多かったため人間関係はよく、家庭的な雰囲気の中で働いていたという。

ツアーの後は半田弁護士が

「泉南地域の石綿産業の歴史と被害の実態」をレクチャー、そして泉南アスベスト国賠訴訟について、原告や弁護士による座談会が行われた。長い戦いの中、第一陣訴訟が高裁でひどい判決を受けたり、様々な出来事があったが、その時々のお気持ちを原告らが率直に話し、興味深い内容だった。

20日は、福井県の三星化学工業での膀胱がん多発を踏まえ、職業がん、化学物質による健康被害をテーマに各地の事例報告を行ったほか、東京労働安全衛生センターの飯田勝泰さんから「福島原発における被ばく労働問題」、中皮腫・じん肺・アスベストセンターのほか軽度外傷性損傷友の会事務局長でもある斉藤洋太郎さんから「軽度外傷性脳損傷（MTBI）の労災認定」について現状報告、ほか「働き方改革」の動きについての解説など興味深い話題が続き、充実した内容の総会だった。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談フリーダイヤル：0120-631202」

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円

●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議

Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全センター情報

12月の新聞記事から

12/1 清掃会社従業員の30代男性が、うつ病が悪化し2010年3月に自殺したのは過労が原因として、妻が国に労災保険不支給処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が名古屋高裁であった。裁判長は一審・名古屋地裁判決を支持し、国の控訴を棄却。出張増加や営業成績の低迷、上司の叱責、時間外労働（月約68～約108時間）などから「業務の負荷とうつ病悪化による自殺には因果関係がある」と認めた。

12/7 厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会部会は、労働条件が劣悪な企業からの全ての求人者、ハローワークや民間の職業紹介事業者が拒否できる制度改正で報告書をまとめた。来年の通常国会で関連法の改正を目指す。

12/13 北九州市の元非常勤職員森下佳奈さん(27)が自殺したのは、パワハラや不適切な労務管理が原因として、両親が市に損害賠償を求め提訴する。非常勤職員の公務災害の認定請求が認められないことの是非を問う異例の訴訟。森下さんは2012年4月非常勤職員になり、13年1月心身の不調で休職。うつ病と診断され3月末に退職した。15年5月21日、多量の抗うつ剤を飲んで死亡した。市は非常勤は条例や施行規則で、所属長から報告を受けた担当部門が労災と認めた場合のみ本人らに通知すると定めているが、本人や家族からの認定請求に関する明文規定はない。

12/16 東京電力福島第1原発事故の収束作業に従事し甲状腺がんを発症した40代の東電の男性社員について、富岡基準監督署は労災と認定した。被曝による甲状腺がんの労災認定は初めて。男性は平成4年4月に入社し、被曝量は20年1カ月間で計149.6mSv、うち原発事故後の緊急作業での被曝は139.12mSv。

12/20 札幌市内の建材製造工場で働き、2015年びまん性胸膜肥厚と診断された70代の男性が、国に約1200万円の損害賠償を求め札幌地方裁判所に提訴した。昭和35年から6年間、札幌市東区の工場でアスベストを使って保温材をつくる作業に携わった。

アスベストで健康被害を受けたと、鳥栖市内のアスベスト製品工場の元労働者ら38人が22日、国に計約1億9500万円の損害賠償を求めて佐賀地裁に提訴する。国の救済措置に沿った訴訟で条件を満たせば、和解による賠償金支払いの手続きに入る。原告は1958年5月26日～71年4月28日に作業に従事し、肺がんや中皮腫となった元労働者や遺族。

厚生労働省によると、アスベストによる肺がんや中皮腫などで、昨年度労災認定され補償を

受けた人は、前年度比47人減の1053人だった。業種別では建設業が552人と最も多く、次に製造業416人。2015年度に労災認定された人の勤め先918事業場を公表、うち695が新たな事業場だった。

12/21 福井労働基準監督署は、「オルト・トルイジン」を扱う三星化学工業の福井工場で、膀胱がんを発症した男性7人を労災を認定した。専門検討会が、工場での業務が原因となった可能性が高いと判断した。オルト・トルイジンによる健康被害での労災認定は初めて。7人は同工場で化学製品の製造を担当した40～70代の従業員と元従業員。

12/26 電通の新入社員だった高橋まつりさんの過労自殺問題を受け、厚生労働省は違法な長時間労働があった大企業について、行政指導段階で企業名を公表する基準を引き下げる緊急対策を公表した。現行の月100時間超の長時間労働を月80時間超に見直す。早ければ来年1月に各労働局に達し適用する。

12/27 大分大学経済学部3年生の男子学生が昨年2月に自殺した問題で、同大は元講師の男性によるアカハラが自殺の原因とする検討委員会の報告書を発表した。検討委は学生の家族や友人ら計22人の聞き取りなどで、元講師のLINEでの叱責などが原因と判断した。検討委は学生の安全に配慮する注意義務違反にあたるかと大学側の責任にも触れた。

明豊物流のトラック運転手の女性(41)が、長時間労働でうつ病を発症し、八王子労働基準監督署町田支署が労災認定していた。認定は19日付。女性は4トントラックでの配送を担当。1日20時間働くなどして26年末ごろにうつ病を発症。休業中の27年7月に解雇され、今年4月に労災申請していた。

12/28 電通の過労自殺問題で、法人としての電通と、過労自殺した女性新入社員の当時の上司を、労働基準法違反（長時間労働）の疑いで書類送検した。また電通は記者会見を行い経営責任を取って石井直社長が辞任を表明した。

12/30 ファミリーマートの大阪加盟店で働いていた従業員の男性が脚立から落ちて死亡したのは過労が原因と、遺族が会社と店主を訴えた裁判で、ファミリーマートが店主と連帯して遺族に4300万円を支払い、加盟店が労働法規を守るよう指導することで和解していた。4年前、大東市と門真市にある加盟店で働いていた男性は、直前の半年間に月200時間以上の時間外労働を強いられていた。今月22日に大阪地方裁判所で和解が成立した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259